

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案(法務委員長提出)(参第一七号)要旨

本法律案は、性同一性障害者が置かれている状況等にかんがみ、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「性同一性障害者」の定義

「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

二、性別の取扱いの変更の審判

1 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて、二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、現に子がいないこと、生殖腺せいんせんがない又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、身体につ

いて他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることのいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

2 1の請求をするには、1の性同一性障害者に係る診断結果並びに治療経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

3 1の審判は、家事審判法における甲類に掲げる事項とみなす。

三、性別の変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなすが、審判前に生じた身分関係及び権利義務には影響を及ぼさない。

四、検討

性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づ

いて所要の措置が講ぜられるものとする。

五、戸籍法の一部改正

性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。